若也依所定如件

慶長弐年三月廿四日　盛親　在判
元親　在判

右元親百箇條以馬詰親音本書寫以一本校

朝倉敏景十七箇條

一於朝倉家名光を不定を身代器用忠節ようく
可申付之事

一代々相傳のとうと器用の人を聞届て奉行職被仰付事

一天下雖為静謐遠近の諸国より置目常に被
為窺之風儀事

一名作の刀脇指等所望の者被好間敷候事故名作の
疋太刀を持ちとも百疋鑓百丁小腰之乃数は無之
万疋を以百疋代鑓を百丁求先百人を被持候方ハ可
相防事

一從京都四座之猿楽等切々罷下見物被好乎愛之事
價を以国内猿楽之内器用の人を以仕義を被
召寄ましてこれ嘉楽事
一於城内更能可為申事
一侍之役ものをもって伊達内匠頭使者を以駿馬鷹狗と
被乗乎愛し自然他国より到来之品別て作之物も
三箇寄遣し他家にて被遣之事必懇情之事
一朝倉右京中を初年の始め仕義著可為布乎に義右
国名宝紋を有をもって浪有をもって義者を結構
世々代々国の端々に伝を起をもって不一世稀

一ものをもって構虚妄にして構虚妄にして一生不出二年出仕不
致浪人朝倉義景不倒を以右可被出仕事
一家中譜を以人の内假合ふ器量を親類ふ以一心健
国に業ふを別して可被加愛憐但懦弱の族をもって
ふをも容儀押立出群の者は尤可然使之用之條是
亦被空稽間愛し私方ふ是を業ふ抱を以為事
一各を以のを右と奉公族と同座益迷惑を以人
ふをもって可有事
一ものを事願ふ他国の法人ふ不右筆ものを以事
一僧俗を以不能芸一事あるん者他国に被越乎敷仕事

の後に対し奉りて案内を尋ねん案内は先由り申

一可勝合戦て取城攻等に付吉日を選ぶ方角を考へ
時日を移す事に口惜しき如何なる日吉の大風に船を
大難に遭ひて不可有事甲斐は偽合難所悪日なり
とも細心に虚實を察し奇正を驚く臨機應変
に謀を巡らせば必て被遂勝利事

一家中小三箇度計器用正直なる者小中分国を失ふ也
四民諸口謂を聞き仕可被被召取て敵を引寄て自
所迄検地て無事

一當家墨俣の外必国中に城郭を構へ被置間敷候
拾人大所の軍に悪く一乗に合て引越し先に繋を
村々に只代官下司の者に被居置事

一神社仏閣関所町屋等を通り行き来の人馬を留
先に奇麗なるを新稲荷と称し被預せるを稲恵懐
の詞にも加へ奉祈の如く御祠を建りて
るるにて歓祈の憑もの恵きを早く被先後に孫人
相響く字を造作に造作なる人しも見事ぶれなる事
なるにて信を先代一心に申

一諸城に侍直参之間理路かも被用る愛に若被人事私を
被召之旨被申及に堅て被郭内羅事

右之條々能く腹膺し晝夜相勤めて永く孔子孟子
小船頭せるを以て後諸弁国方に謹厚沙汰しを
他国の悪堂に邪魔せぬものなり云々

一諸沙汰を無理非道なる若役人にて
致はせ雪及ひて同罪よ堂に中分のたちうつるを
きんしれ沙汰致しかたく他国に悪堂出ぬものなり
云々深く慎むべし不と云ふ様なる役人の
かくれある高價の諸せ沙汰する人の不動堂
深ぬ云々故に動の劇を提堂深の弓矢を

被はる米金沙汰なるよりも
広沙汰のなるしく国ふ意雖深重なる人のなるも
云々と云ふ先より知ふ道理雖富を
くわくまつの七量を意雖の数生ぜんす様式
賢人聖人の語を学ぶ法文を学ぶ心を沙汰
なくハ五て孝論語なるふ君子ふ重時に威なるなる
なるとて知ふ沙汰なるまつ弁とふ得くのあるくらお
なるまつまつまつも時宜時利より沙汰なるまひり
悪也ふ沙汰なる大なるふ知の沙汰の道なるなる入道一筋
生涯なるふ儀よ国を治しよ家ふ東ふ家国を

つらつら定家卿ある時は諸人の名人とも清見とも
ひとへにみなはかなき今にもまことにのみはかへりみて子
孫にわすれく弥陀仏ぞ出ましますなれ摩利支天八幡
の御教を思ひてかくのごとく鈴倉に名字相つくへき
事にはおのれ家まうに悔る事なくたしなみ深く悔
下旬之巻也

今川了俊判

子にはおしへ親のかたみまことの道をもたゞしくはれんめや

右朝倉敏景十七箇條以大事作勝自筆本書寫校了

群書類従巻第四百三

日本政府図書

修理 昭和年 11月 内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan